令和７年１１月２０日

全国建設業協同組合連合会　会員各位

全国建設業協同組合連合会
建設協友サービス株式会社
損害保険ジャパン株式会社
営業開発部第一課

「所有建機補償制度」導入のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当連合会の業務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
　この度、会員様所有の建設機械の不測の事故の損害を補償する制度を導入いたします。
制度内容の概要をご案内いたしますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．補償の概要

　会員が所有する建設機械器具が、作業中、保管中および輸送中の間に、ほとんどすべての偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

２．特徴

（１）オールリスクの補償
（２）分損時には保険金額を限度に修理費の実額をお支払い
　　＊保険金額を取得金額と経過年数により協定します。

３．対象建機例

・掘削機　・自走式草刈機　・フォークリフト　・クレーン　・キャリー
・クローラークレーン　・ホイルローダー　・高所作業機械　・ローラー　など
＊自動車登録番号標（ナンバープレート）付建機は対象外です。

４．制度開始日

令和８年２月１日（申込締切日は１月中旬を予定）

以上

ご要望にお応えして！

全建協連組合員の皆さまの

所有建機を不測の事故からお守りします！

- 事業者が所有している建設機械の損害を補償！
- 盗難、水災も補償！

保険期間
2025年7月1日
～
2026年7月1日

2026.2.11～
保障開始
1月中旬締切
要綱が要れば鈴木さんへ
総合保障制度と別枠

Japan Construction Cooperative Combination
全国建設業協同組合連合会

所有建機補償制度

動　産
総合保険

1　所有建機補償の概要

この保険は、事業者が所有する建設機械器具が、作業中、保管中および輸送中の間に、ほとんどすべての偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

［補償対象］　保管中・輸送中建機

具体的には

作業上の事故

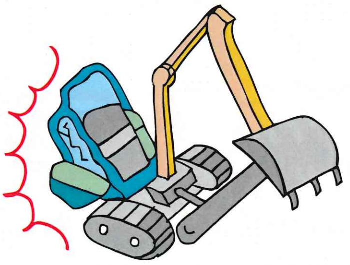

破損・曲がり・凹み・衝突・接触・横転など

災害に関する事故

火災・破裂・爆発・落雷・風災・水災・衝突・雨・水漏れ

保管中に生じる事故

盗難・いたずら

2　特長

Point 1
ワイドな補償
事業者が保有する建機についてオールリスクで補償します。

Point 2
比例払いはありません
本制度においては、保険金額を取得金額と経過年数により協定しますので分損時には保険金額を限度に修理費の実額をお支払いします。

3　対象建機

工作車

- 掘削機
- キャリー
- 高所作業機械
- 自走式草刈機
- クローラークレーン
- グレーダー
- フォークリフト
- ホイルローダー
- ローラー
- クレーン

など

ただし、自動車登録番号標（ナンバープレート）付建機は対象外となります。

※認可上の自動車保険とのすみ分けにより

4 お支払いの対象とならない主な場合

- 故意、重大な過失または法令違反による損害
- 詐欺または横領による損害
- 地震による損害
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害
- 置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）、万引による損害
- 偶然な外来な事故によらない電気的・機械的事故による損害
- 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の目的自体に内在する欠陥、自然の消耗、さび、変色、虫食いなどによる損害　　など

5 保険金額の基準と自己負担額

保険金額（補償金額）は機械器具１台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

新車取得　工作車	
経過年度	割合
初年度	100%
2年度	80%
3年度	60%
4年度	50%
5年度	40%
6年度以降	20%

中古取得※　工作車	
経過年度	割合
初年度	購入価格
2年度	60%
3年度以降	30%

新車建機と中古建機によって保険価額の償却割合が代わるため、注意が必要です。

※中古建機の定義：購入時に製造から**4年以上経過**している工作車

自己負担額（免責金額）	
保険金額300万円以上	10万円
保険金額30万円～300万円未満	5万円
保険金額10万円～30万円未満	3万円
保険金額10万円未満	1万円

自己負担額は機械器具１台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

6 ご契約方式について

［資産台帳方式］ 資産台帳・管理台帳に記載されている機械器具を包括して契約する方式です。
一定の客観的な条件を設ける事によって、機械器具を限定する事もできます。(※1)
契約時に所有している建機明細をご提出いただきます。
期中の増減した建機は自動補償となります。(※2)
なお、事故発生時は固定資産台帳の提出をお願いいたします。

（※1）固定資産台帳など
（※2）保険金額が始期時点から100％増加または3,000万円を超過する追加があった場合、代理店への通知および保険料の精算が必要となります。

7 支払限度額

１事故あたり１億円が限度となります。

加入の流れ

STEP 1

以下QRコードもしくはURLによるGoogleFormにアクセス

スマホ・タブレットから QRコードを読み込む

or

インターネットに 以下URLを入力

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 2

Google Formから 明細書兼加入依頼書の送付を依頼

※入力いただいたメールアドレスへ明細書兼加入依頼書を送付

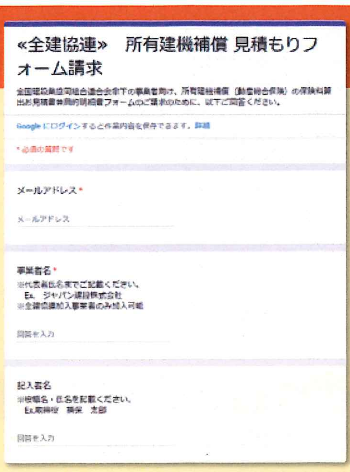

«全建協連» 所有建機補償 見積もりフォーム請求

全国建設業協同組合連合会傘下の事業者向け、所有建機補償（動産総合保険）の保険料算出お見積書兼目的明細書フォームのご請求のために、以下ご回答ください。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

事業者名 *
※代表者氏名まででご記載ください。
Ex. ジャパン建設株式会社
※全建協連加入事業者のみ加入可能

回答を入力

記入者名
※役職名・氏名を記載ください。
Ex.取締役 損保 太郎

回答を入力

STEP 3

送られてきたExcelファイルに 所有建機の情報を入力

※機械名称・型式・製造年月・取得年月・取得金額の入力

＜令和6年度11月＞

【全建協連】動産総合保険制度 目的明細書兼加入依頼書

会員番号

加入補償タイプ Aコース

企業名/代表者名

日付・加入意思・確認

※取得年月も月まで入力（和暦・西暦）

行番	名称	型式	取得年月	取得金額（円）	経過年数	割合	保険金額（千円）	加入タイプ	年間保険料（円）	備考
1	ア	11111111	令和6年5月	1,000,000円	初年度	100%	1,000千円	Aコース	5,000円	
2	イ	AAA000	平成30年1月	4,000,000円	6年目以降	20%	800千円	Aコース	4,000円	
3	ウ		平成29年1月		6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
4			令和4年2月		3年目	60%	千円	Aコース	円	
5					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
6					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
7					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
8					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
9					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
10					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
11					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
12					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
13					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
14					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
15					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
16					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
17					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
18					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
19					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	
20					6年目以降	20%	千円	Aコース	円	

※名称は固定資産台帳記載の名称を明記ください

合計保険金額（千円）	1,800千円
合計年間保険料（円）	9,000円

STEP 4

「STEP 3」で作成した明細書兼加入依頼書を メールやFAXで全建協連へ送付

送付先は明細書兼加入依頼書に記載しております。

契約概要・注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み　動産総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。

■保険契約者　全国建設業協同組合連合会（全建協連）

■保険期間　2025年7月1日午後4時から1年間となります。
※保険期間の中途でご加入される場合は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付月の翌月1日0時（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日　2025年6月27日（金）
※中途加入の場合は毎月20日締切

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
引受条件（保険金額等）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者　全国建設業協同組合連合会に所属している組合員の皆さま

■被保険者　P2以降補償内容のご説明ページでご確認ください。

■保険料　作成いただく所有建機の明細書兼加入依頼書でご確認ください。

■留意点　団体保険制度の維持・安定のため、著しく保険金請求頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金のお支払いまたはそのご請求があった場合には、翌年度以降に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

1. 告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）
（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
〈告知事項〉加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
（2）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
2. 加入者証について
加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2 か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
3. クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
4. 他人のための契約について
ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
5. 保険契約の無効、取消しについて
次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
●ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
●ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など

契約締結後における注意事項

1. 通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）
（1）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
■加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。（※）
■災害補償規程などの変更
（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）
（2）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
（3）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。
■ご契約者の住所などを変更される場合
（4）保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
2. ご契約を解約される場合
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1. 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

(1) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
(2) 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
(3) 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

2. 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	同意書 など
⑦	質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。
(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。
(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3. 保険金のお支払いについて

上記2.の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

その他ご注意いただきたいこと

1. 保険期間について

(1) この保険の保険期間は1年間です。
(2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

2. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各都道府県協会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご注意

- 当制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 補償の対象および保険料算出の基礎となる対象明細は十分ご注意のうえ、漏れの無いよう記載をお願いします。
- 実際の保険料は作成された明細書兼加入依頼書をご確認ください。

万が一事故にあわれたら

事故の報告

事故が発生した場合は、事故日・事故状況・損害程度などについて、ただちに担当の取扱代理店、または事故サポートセンターへご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。事故報告書は全建協連HPにも掲載されています。

夜間・休日の事故相談は

事故サポートセンター

0120-727-110

[受付時間]
- 平日：午後5時～翌日午前9時
- 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- **保険契約者**　全国建設業協同組合連合会（全建協連）
〒104-0032　東京都中央区八丁堀2−5−1　東京建設会館4F
0120-355-881　または TEL.03-3553-0984　FAX.03-3553-0805

- **引受保険会社**　損害保険ジャパン株式会社　営業開発部第一課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-3322　FAX.03-6388-0155（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- **取扱代理店**　建設協友サービス株式会社
〒104-0032　東京都中央区八丁堀2−5−1　東京建設会館4F
TEL.03-3553-1015（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- **保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）**
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

- **事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

〈全建協連〉
0120-355-881
受付時間：平日／午前9時～午後5時

〈事故サポートセンター〉
0120-727-110
受付時間：平日／午後5時～翌日午前9時
土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

【参考】支払事例

No.	保険種類名	事故年	事故地	事故内容	支払額（千円）	事故原因名
1	動産総合保険	1998	大分県	建設作業現場にて、法面を掘削中に路肩が崩れ、機械が転倒し本体フレームキャブおよびフロントが破損した。	5,939	破損
2	動産総合保険	1999	東京都	地下ダム建設工事現場において、杭打機にて止水壁建設作業中、台風による暴風雨で掘削地面より浸水し杭打機が水没する被害が発生した。	25,226	破損
3	動産総合保険	2003	東京都	採石場にて建設機械を使用中、ぬかるみに気づかず走行していたところ、ぬかるみにはまり、後方から沈んでいった。前日の雨により普段よりやわらかくなっていた。	10,210	破損
4	動産総合保険	2004	東京都	建設機械が盗取された。	6,534	破損
5	動産総合保険	2009	東京都	クレーンの巻上ワイヤーが乱巻だったため、足場荷上の際に、巻上ワイヤーが切れ、その結果起伏ワイヤーの端が外れジブが倒壊した。（業種：建設機械器具賃貸業）	5,000	破損
6	動産総合保険	2010	兵庫県	工事中、法面が崩れ、建機が埋没し損傷した。（土木機械）	5,454	破損
7	動産総合保険	2016	秋田県	解体工事現場で基礎解体中、建機が転倒し破損。	4,069	破損
8	動産総合保険	2016	山梨県	ブレーカーがブームを上げたまま旋回し、建機に接触し転倒破損した。	3,122	破損
9	動産総合保険	2017	岩手県	林道建設中、圧雪斜面にて走行切り替え時、重機本体が滑落横転となった。	4,836	破損
10	動産総合保険	2017	大分県	バックホーを用い太陽光発電所建設現場で造成中、キャタが滑りバケットを下についた際、操作を誤り滑落する。	3,456	破損
11	動産総合保険	2017	香川県	堰堤築造作業時、堰堤上で機械を移動中、堰堤が崩壊。建機が転落破損	7,495	破損
12	動産総合保険	2017	和歌山県	掘削作業中落石により、建機の損害	7,001	破損
13	動産総合保険	2017	神奈川県	残土の攪拌作業中、水銀灯が落下し建機が破損した。	6,611	破損
14	動産総合保険	2017	東京都	台風後倒木等の作業処理作業中電柱にぶつかり建機の破損	4,146	破損
15	動産総合保険	2017	大阪府	現場に建機を運搬し荷降ろしの際、現場が坂道なのとあゆみ板から建機が滑った為板の途中から横転した。	3,044	破損
16	動産総合保険	2018	佐賀県	建設現場内でクレーン作業中、クレーンが倒壊した。	23,452	破損
17	動産総合保険	2018	高知県	ダム建設現場にてパイロット道路を走行中に横転し、クローラー（建機）が破損	4,840	破損
18	動産総合保険	2018	福岡県	解体時に、塔屋部分の解体で塔屋が倒れ建機のアームが破損。	3,863	破損
19	動産総合保険	2018	愛知県	建機クラッシャーが噛み込み破損。	3,803	破損
20	動産総合保険	2018	兵庫県	原石積み込み作業中落石により建機破損	3,399	破損
21	動産総合保険	2018	福島県	契約者が貸出していた建機が横転し破損した。	3,206	破損
22	動産総合保険	2019	秋田県	ダム建設現場にて運搬中、ダンプが壁に接触。	26,752	破損
23	動産総合保険	2019	滋賀県	建設機械で土砂の移動作業中、足元の安全を怠りバランスを崩して重機が転倒した。	7,018	破損
24	動産総合保険	2019	岡山県	ぬかるみにはまり脱出できず、建機破損	11,530	破損
25	動産総合保険	2019	千葉県	登坂した際にバランスを崩し、建機が破損	9,406	破損
26	動産総合保険	2019	京都府	切場の上から原石が落下し、建機が損害を受けた	6,473	破損
27	動産総合保険	2019	三重県	建機輸送中、トンネル内部に接触し破損	4,218	破損
28	動産総合保険	2019	茨城県	建機操作中にジェットホースが破断して建機が損傷	4,000	破損
29	動産総合保険	2020	東京都	現場作業中、建設重機に誤って負担をかけすぎてアームが破損した。	9,500	破損
30	動産総合保険	2020	岩手県	調整池における建機水没	15,346	破損
31	動産総合保険	2020	滋賀県	堤防で建機が横転。	7,092	破損
32	動産総合保険	2020	神奈川県	建機が損傷	6,386	破損
33	動産総合保険	2021	茨城県	造成工事現場で建機を走行中、前走車が停止したのでブレーキをかけたが間に合わず前走車に接触	3,695	破損

【参考】支払事例

No.	保険種類名	事故年	事故地	事故内容	支払額（千円）	事故原因名
34	動産総合保険	2022	東京都	建設現場にてエレベーターのせり上げ作業を行っていた際に、完成前に作動させてしまい安全装置が外れたことによる事故。	3,000	破損
35	動産総合保険	2024	兵庫県	鉄筋が建機のエンジンオイルパンに突き刺さり、エンジンオイルが流出。	5,153	破損
36	動産総合保険	2025	宮崎県	運搬車から建機を降ろそうとしたところ、バランスを崩し転落。	9,000	破損
37	動産総合保険	1998	千葉県	建設作業現場において、夜間何者かにユンボを盗取された。	8,730	盗難（その他）
38	動産総合保険	1998	新潟県	公園建設現場において、法面バケットが何者かに盗取された。	6,170	盗難（その他）
39	動産総合保険	1999	埼玉県	建設作業現場にて、何者かにより油圧ショベルが盗取された。	9,425	盗難（その他）
40	動産総合保険	2000	千葉県	建設残土処理現場にて、機械を盗取された	7,873	盗難（その他）
41	動産総合保険	2005	三重県	門扉の鍵を開けられ、発電機５台が盗取された。（業種：建機、作業車）	5,648	盗難（その他）
42	動産総合保険	2006	栃木県	建設機械（バックホー）が盗難に遭った。	8,315	盗難（その他）
43	動産総合保険	2016	千葉県	マンション建設現場にて、納品した電設工事の材料が盗難にあった。	3,231	盗難（その他）
44	動産総合保険	2019	茨城県	太陽光パネルの設置作業現場で、建機に施錠し帰宅。翌朝、フォークリフトがなくなっていた。	6,122	盗難（その他）
45	動産総合保険	1999	鹿児島県	豪雨により建設中のダム監査廊内に雨水・土砂が流入し、既設ポンプで排水出来なくなり観測計器が水没し損害を被った。	9,141	水災
46	動産総合保険	2016	岩手県	台風により河川敷においておいた建機が水没	47,871	水災
47	動産総合保険	2016	富山県	川の増水により建機の半分が水につかる	5,246	水災
48	動産総合保険	2017	岩手県	台風で川が氾濫し、ピットへ濁流が流れ込み建機が水没した。	8,603	水災
49	動産総合保険	2019	宮城県	台風による土砂で建機埋没	18,050	水災
50	動産総合保険	2019	神奈川県	台風による建機浸水	5,805	水災
51	動産総合保険	2021	青森県	台風により河川が氾濫し、現場に駐機していた建機が水没	6,004	水災
52	動産総合保険	2018	熊本県	大雨で土砂崩れが発生し、建機が水没	4,090	雑（水漏）
53	動産総合保険	2019	愛知県	護岸工事中、水中ポンプの能力を超える水が入り、建機が水没。	3,569	雑（水漏）
54	動産総合保険	1994		林道新設中、道幅３ｍのうちの２ｍが崩壊して、６０度の斜面を建設車両が６０ｍ転落し損傷した。	7,800	雑（煙損）
55	動産総合保険	1994		建設作業所内において、作業員が落とした工具が地面に跳ね返った後、燃料タンクを直撃したため燃料が漏れた。これに溶接火花の残り火が引火しタンクが焼損した。	5,551	雑（煙損）
56	動産総合保険	1996	大分県	建設機械（ホイルローダ）を鉱山採掘現場で操作中、バックした際、後方の石灰石に気づかず右後輪内側に乗り上げ、石灰岩が車体下中央部に跳ね抱き込む形になり、トランスファーケースが破損した。	6,006	雑（煙損）
57	動産総合保険	1999	福井県	ダム建設作業現場内において、跳ねた小石がエンジン底部のオイル循環ホース基部にあたり、エンジンオイルが抜けエンジンが過熱し焼損した。	7,902	雑（煙損）
58	動産総合保険	1998	福島県	建設機械を貸出していた現場にて、何者かが機械油圧ショベルの作動油タンクへ砂を入れ、それに気付かず作業員が機械を作動させたために、作動油と砂が全体に回り機械駆動部分が損傷した。	5,660	雑（異物混入）
59	動産総合保険	2018	愛知県	建機の全焼火災	4,442	火災
60	動産総合保険	2021	兵庫県	敷地内にあった建機の一部から火災が発生し、すぐに消火器で消して止めたが機体の一部が損傷。	5,240	火災
61	動産総合保険	2024	千葉県	焼却炉（業務用）の排煙が可燃物に燃え移って建物火災発生し、建機３機も被害受ける。	3,870	火災
62	動産総合保険	2019	千葉県	建設機械を運転中、方向転換をしようとしてぶつかってしまい、遊動輪およびトラックローラが破損した。	5,002	汚損・毀損
63	動産総合保険	2024	栃木県	建設解体工事中に壁が倒れ、バケットシリンダーに接触しシリンダーが破損したもの。	8,839	物体の落下